

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

- 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則
令和5年3月31日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第八号

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第二号中「袖ヶ浦福祉センター及び」を削る。

第三条第一項ただし書中「エ及びユからエ」を「テ及びメからヒ」に改め、同項第八号中エをヒとし、ケからシまでをフからエまでとし、マの次に次のように加える。

ケ 第十八条の十五第六項の規定による報告の受理に関する事。

第四条の三第二号イ中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第七条の四第一号ヲ中「第百条」を「第四十二条第三項、第四十五条第二項及び第百条」に改める。

第八条第一号イ中「第八条」を「第十七条」に改める。

第十条第九号中「園芸生産拡大支援事業補助金」の下に、「気象災害に強い果樹産地支援事業補助金」を加える。

第十二条第一項第十四号中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の三第一項第一号」に改め、同号ナ中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同号ク中

「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同号マ中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同号ケ中「第十一条の四第一項第二号」を「第十二条の三第一項第二号」に改め、同項第二十四号の二口中「第二十八条第三項」を「第二

十八条第二項」に改め、同項第三十三号中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。イにおいて「改正法」という。）」に改め、同号イ中「第八条第一項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この号において「旧法」という。）第八条第一項」に改め、同号ロ中「第十二条第一項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項」に改め、同号ハ中「第十二条第二項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第二項」に改め、同号ニ中「第十三条」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十三条」に改め、同号ホ中「第十五条」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十五条」に改め、同号ヘ中「第十六条第二項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十六条第二項」に改め、同号ト中「第十八条第一項」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十八条第一項」に改め、同号チ中「第十九条」を「附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十九条」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第三十三号の改正規定は、同年五月二十六日から施行する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十九年千葉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「別表第三第二号」を「別表第三第四号」に改め、「（国立又は公立の高等学校等専攻科に係るものを除く。）」を削り、「生活保護実施関係情報」を「次の各

号に掲げる情報」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報

第十三条を第二十条とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十一条 条例別表第三第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
- イ 生活保護実施関係情報
- ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報

- イ 生活保護実施関係情報
- ロ 外国人生活保護実施関係情報

第二十二条 条例別表第三第六号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第六号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
- イ 生活保護実施関係情報
- ロ 外国人生活保護実施関係情報
- 二 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
- イ 生活保護実施関係情報
- ロ 外国人生活保護実施関係情報

第二十三条 条例別表第三第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 省令第二十三条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報
- イ 生活保護実施関係情報
- ロ 外国人生活保護実施関係情報
- 二 省令第二十四条に掲げる事務 同条に規定する者に係る次に掲げる情報
- イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

- 三 省令第五十八条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報
- イ 生活保護実施関係情報
- ロ 外国人生活保護実施関係情報

四 省令第五十八条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報

- イ 生活保護実施関係情報
 - ロ 外国人生活保護実施関係情報
- 第十二条の前の見出しを削り、同条中「別表第三第一号」を「別表第三第三号」に改め、「経費」の下に「（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）」を加え、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」を「同法」に、「生活保護実施関係情報」を「次の各号に掲げる情報」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 生活保護実施関係情報
- 二 外国人生活保護実施関係情報

第十二条を第十九条とし、第十一条を第十六条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）
第十七条 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。

- 一 特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 三 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報
- 四 公立高等学校学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 五 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
- 六 省令第十九条第一号ナ及びビラに掲げる情報

第十八条 条例別表第三第二号の規則で定める事務は、外国人生活保護事務とし、同表第二号の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る前条各号に掲げる情報とする。

- 第十条を削る。
- 第九条中「別表第一第八号の」を「別表第一第九号の」に改め、同条第一号中「専攻

科修学支援金」を「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」に、「別表第一第八号」を「別表第九号」に、「支援金を」を「公立高等学校等専攻科修学のための支援金を」に、「次号において」を「以下」に改め、同条第二号中「専攻科修学支援金」を「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の見出し及び五条を加える。

(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)

第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務(以下「生活保護事務」という。)とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。)第十九条第一号に掲げる事務 同号に規定する者(以下「要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報
 - イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
 - ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報
 - ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報
 - 二 省令第十九条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報
 - 三 省令第十九条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
 - 四 省令第十九条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
 - 五 省令第十九条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
 - 六 省令第十九条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報
- 第十二条** 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務(以下「外国人生活保護事務」という。)とし、同表第二号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 準ずる保護を必要とする状態にある外国人又は準ずる保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報
 - イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報

ロ 省令第十九条第一号ニからワまで、ム、ウ及びノに掲げる情報

- 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報
- 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
- 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
- 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報
- 六 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務 外国人要保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

第十三条 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、私立高等学校等奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同号の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次の各号に掲げる情報とする。

- 一 生活保護実施関係情報(生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報を含む。以下同じ。)
 - 二 外国人生活保護実施関係情報(生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報を含む。以下同じ。)
- 第十四条** 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第四号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
- 一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
 - イ 生活保護実施関係情報

<p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>二 私立高等学校等及び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ロ 外国人生活保護実施関係情報</p> <p>第十五条 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 省令第八条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>二 省令第八条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>三 省令第十一条第一号に掲げる事務 同号二に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>四 省令第十一条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>五 省令第十一条第三号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>六 省令第十一条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>七 省令第十二条第一号に掲げる事務 同号又二に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>八 省令第十二条第二号に掲げる事務 同号チに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>九 省令第十二条第三号に掲げる事務 同号ハに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>十 省令第十二条第四号に掲げる事務 同号リに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>十一 省令第十二条第五号に掲げる事務 同条第一号又二に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>十二 省令第十二条第六号に掲げる事務 同号チに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>十三 省令第十二条第八号に掲げる事務 同号又二に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報</p> <p>十四 省令第十七条に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護実施関係</p>	<p>情報</p> <p>十五 省令第十九条第一号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報（生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び外国人進学準備給付金関係情報（生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）</p> <p>十六 省令第十九条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p> <p>十七 省令第十九条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p> <p>十八 省令第十九条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p> <p>十九 省令第十九条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p> <p>二十 省令第十九条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報</p> <p>二十一 省令第二十二号第二号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十二 省令第二十二号第三号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十三 省令第二十二号第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十四 省令第二十二号第五号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十五 省令第二十二号第六号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十六 省令第二十二号第八号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十七 省令第二十二号第十号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十八 省令第二十二号第十一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>二十九 省令第二十八号第一号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報</p> <p>三十 省令第二十八号第二号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護</p>
---	--

その申請に対する応答に関する事務

七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

十 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十五年千葉県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とする。

第十一条中「別表第一第八号に掲げる」を「別表第一第九号に掲げる」に改め、同条第一号中「専攻科修学支援金」を「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」に、「別表第一第八号」を「別表第一第九号」に、「支援金」を「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」に改め、同条第二号中「専攻科修学支援金」を「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」に改め、同条第十二条とする。

第十条中「別表第一第七号に掲げる」を「別表第一第八号に掲げる」に改め、同条第一号中「学び直し支援金」を「公立高等学校学び直し支援金」に、「別表第一第七号」を「別表第一第八号」に改め、同条第二号中「学び直し支援金」を「公立高等学校学び直し支援金」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「別表第一第六号」を「別表第一第七号」に改め、同条を第十条とする。

第八条の前の見出しを削り、同条中「別表第一第五号」を「別表第一第六号」に改め、同条を第九条とし、同条の前の見出しとして「(住基条例第三条第二号の規則で定める事務)」を付し、第七条を第八条とする。

第六条中「別表第一第四号に掲げる」を「別表第一第五号に掲げる」に改め、同条第一号中「学び直し支援金」を「私立高等学校等学び直し支援金」に、「別表第一第四号」を「別表第一第五号」に改め、同条第二号中「学び直し支援金」を「私立高等学校等学び直し支援金」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「別表第一第三号」を「別表第一第四号」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「別表第一第二号」を「別表第一第三号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の前の見出しを削り、同条中「行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「」を削り、「」という。)別表第一一号」を「別表第一第二号」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(住基条例第二条第二号の規則で定める事務)

第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。)別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による保護に準ずる保護(以下この条において「準ずる保護」という。)を必要とする状態にある生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する準ずる保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる現に準ずる保護を受けている外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務

七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる現に準ずる保護を受けている外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う準ずる保護に係る徴収金の徴収を含む。)の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八